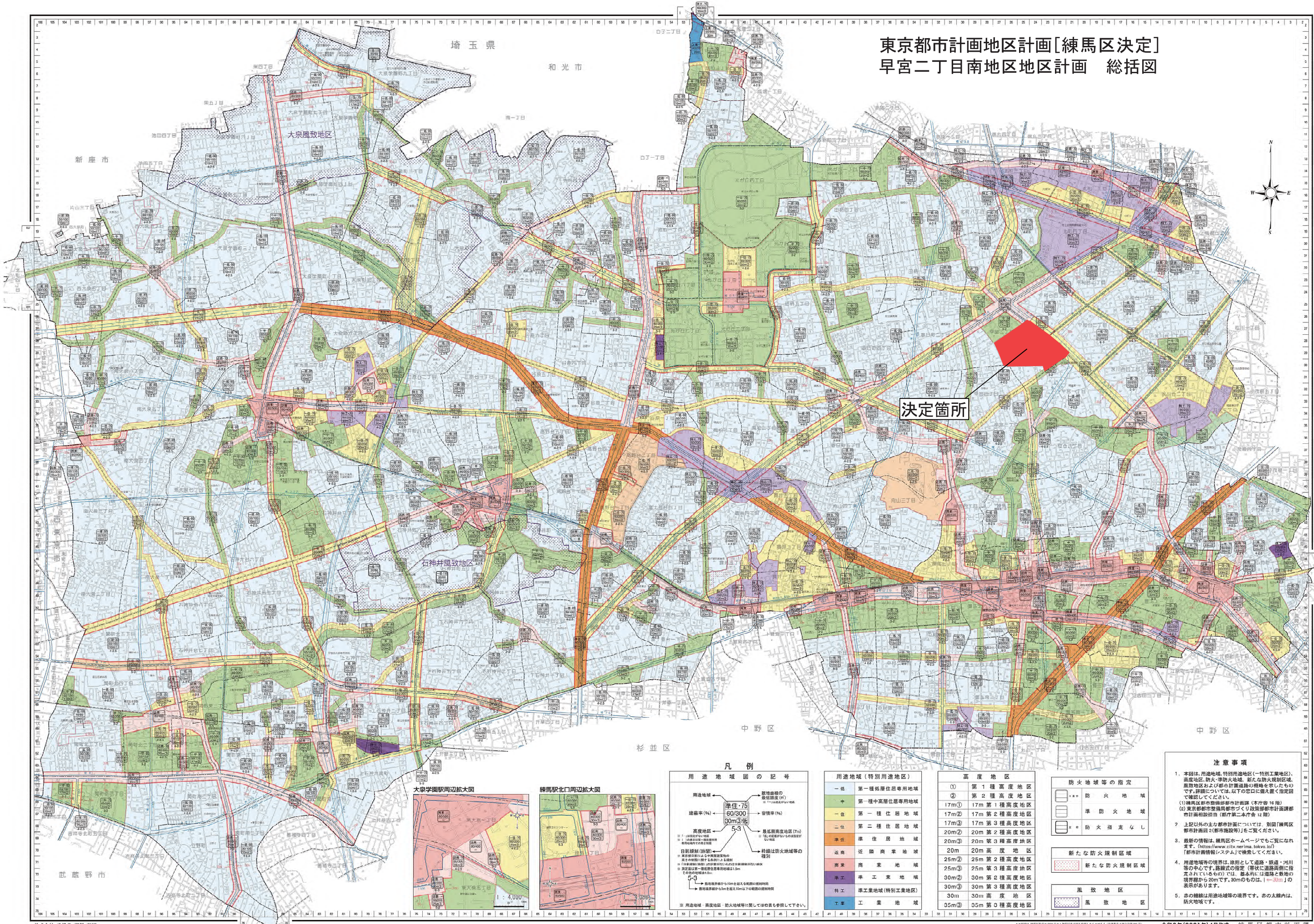


東京都市計画地区計画[練馬区決定] 早宮二丁目南地区地区計画 総括図



決定箇所

凡例

用途地域図の記号

用途地域	容積率(%)	建ぺい率(%)	高さ制限(制限)	その他
第一種低層住居専用地域	20	30	10m	防火地域等
第一種中高層住居専用地域	40	50	25m	
第一種住居地域	40	50	25m	
第二種住居地域	40	50	25m	
準住居地域	40	50	25m	
近隣商業地域	40	50	25m	
商業地域	40	50	25m	
準工業地域	40	50	25m	
工業地域	40	50	25m	

用途地域(特別用途地区)

第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域
-------------	--------------	---------	---------	-------	--------	------	-------	------

高度地区

① 第1種高度地区	17m① 17m第1種高度地区
② 第2種高度地区	17m② 17m第2種高度地区
③ 第3種高度地区	17m③ 17m第3種高度地区
20m① 20m第1種高度地区	20m② 20m第2種高度地区
20m③ 20m第3種高度地区	20m 20m高度地区
25m① 25m第1種高度地区	25m② 25m第2種高度地区
25m③ 25m第3種高度地区	30m① 30m第1種高度地区
30m② 30m第2種高度地区	30m 30m高度地区
30m③ 30m第3種高度地区	05m① 05m第1種高度地区

防火地域等の指定

防火地域	準防火地域	防火指定なし
新たな防火規制区域	新たな防火規制区域	風致地区
風致地区	風致地区	

- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地域)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にご確認ください。
 - 練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階) 都市計画課担当(都市第二本庁舎12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別冊「練馬区都市計画図(都市施設等)」をご覧ください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(https://www.city.nerima.tokyo.lg.jp/都市計画情報システム)でご確認ください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。道路の指定(幅員)は道路幅員に指定されているもので、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、1-30mの表示があります。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の内線は、防火地域です。

